

受付番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 都市計画課 地域計画係 担当者名 <small>しもだゆうと</small> 下田悠斗 電話 671-2658
------	-----------	-----	--

設 計 書

1 委託名 用途地域等の見直し市素案(案)説明会リーフレットの北部指定区域全戸配布委託

2 履行場所 用途地域等の見直し候補区域

3 履行期間
又は期限 期間 令和 年 月 日 から 年 月 日 まで
 期限 令和4年 10月10日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 _____

6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委託概要
市内の用途地域等の見直し候補区域在住の住民に、「用途地域等の見直し市素案(案)説明会リーフレット」を全戸配布する。

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
リーフレット 全戸配布	A4 (A2四つ 折り)	(47,200)	部			
委託代金額						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

用途地域等の見直し市素案（案）説明会リーフレットの

北部指定区域全戸配布委託仕様書（概算数量契約）

（適用範囲）

- 1 この仕様書は、用途地域等の見直し素案（案）説明会開催等に係るリーフレットの指定区域全戸配布委託するために必要な仕様を示すものである。

（守秘義務）

- 2 受託者は、業務上知り得た情報について、いかなる理由があっても、委託者の承諾なしに他へ漏らしてはならない。

（業務履行場所）

- 3 委託者が指定する横浜市内の区域(鶴見区・瀬谷区・神奈川区・緑区・都筑区・旭区・青葉区・港北区)とし、その場所及び概算数量等については、契約後、速やかに受託者へ提示する。配布完了予定日については、配布開始日が決まり次第、必要に応じて委託者、受託者で協議するものとする。

- ① 鶴見区 配布完了予定日：9/21
- ② 瀬谷区 配布完了予定日：9/22
- ③ 神奈川区 配布完了予定日：9/24
- ④ 緑区 配布完了予定日：9/26
- ⑤ 都筑区 配布完了予定日：9/27
- ⑥ 旭区 配布完了予定日：9/28
- ⑦ 青葉区 配布完了予定日：10/2
- ⑧ 港北区 配布完了予定日：10/3

（業務履行期限）

- 4 令和4年10月10日

配布期間：令和4年9月下旬から令和4年10月3日（予定）

（仕様）

- 5 A2判(コート紙62.5kg)四つ折り(1部約30g)A4判の配布物を、横浜市内の指定区域内、約47,200戸へ各戸配布するもの(施設の種類の異なる)とする。

(概算数量)

6 配布指定区域、概算数量等については、契約後、速やかに受託者へ提示する。

また、提示の方法は、別紙にて区域を枠取りした地図とする。

鶴見	瀬谷	神奈川	緑	都筑	旭	青葉	港北
1200	10600	500	500	1400	29000	2000	2000

区ごとの配布部数（予定）

(貸 与)

7 配布にあたり、委託者が貸与する腕章を着用するものとする。

(社内検査)

8 受託者は、配布箇所について、配布漏れがないよう十分な社内検査をしなければならない。

(横浜市の検査)

9 検査は、委託者の検査員が、6で提示した指定区域及び箇所を示した図及び配布数報告書で確認を行う。また、検査の結果、配布漏れ等指摘された事項は、速やかに修正し再提出するものとする。なお、6で提示した地図については、作業終了後、検査及び報告書として委託者へ返却するものとする。

(かし等)

10 本業務完了後に、受託者の過失又は疎漏に起因する不良が発見された場合は、委託者の指示に基づき、受託者の責任において補足等するものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。

(特記事項)

11 特記事項

(1)業務の遂行の際には、必要事項について、十分協議を行うとともに、横浜市担当者の指示を受け、また、作業内容等について疑義が生じたときは、速やかに横浜市担当者との協議の上、対応すること。

(2) 業務の過程で提供した情報及び調査等から知り得た他団体等の情報を漏らしてはならない。また、本業務で作成した資料については、横浜市担当職員以外へ提供してはならず、このことについて関係者全員に周知徹底を図ること。

(3)業務中の事故(人身事故を含む。)については、横浜市に過失がある場合を除き、一切を受託者の責において処理すること。

(4)業務の実施に当たり、作業員に対する労働基準法、労働安全衛生法及びその他関連法規に関する一切の責を負うこと。

(適用文書)

12 委託契約約款

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「委託契約約款」を遵守しなければならない。